

第44回新潟県スポーツ少年団競技別交流大会下越地区予選会 兼  
第32回下越地区スポーツ少年団競技別交流大会 兼  
第32回下越地区スポーツ少年団バレーボール大会

開催要項

1. 趣 旨 下越地区のバレーボールを愛好する少年団員が集い、日ごろ鍛えた技を競いながら相互の交流を深めると共に、団員の心身の健全育成に寄与する。
2. 主 催 公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県スポーツ少年団
3. 共 催 新潟県スポーツ少年団下越地区連絡協議会
4. 主 管 聖籠町スポーツ少年団
5. 協 力 SVCスポーツ少年団
6. 後 援 聖籠町 聖籠町教育委員会（申請予定）
7. 開催日時 令和6年 7月6日（土）7日（日） ※男子 6日 女子 7日  
6日（男子）開場・受付 8：30 7日（女子）開場・受付 8：30  
代表者会議 8：45 代表者会議 8：45  
試合開始 9：15 試合開始 9：15  
※進行の関係から開会式等は実施しません。
8. 会 場 聖籠町町民会館アリーナ（北蒲原郡聖籠町諏訪山1221）※6日、7日  
聖籠町立聖籠中学校 （北蒲原郡聖籠町蓮湯366-1）※7日のみ
9. 参加資格 ①2024年度新潟県スポーツ少年団登録の団員・指導者・役員・スタッフ  
※申し込みの際、「スポーツ少年団登録システム」から出力した団員名簿を添付してください。  
②スポーツ安全協会等の傷害保険に加入していること。  
③1単位団からの出場は1チームまでとする。  
④小学1・2年生も出場できますが、全国大会（女子）・北信越大会（男子）への出場はできません。  
⑤指導者（監督・コーチ）は令和6年度日本スポーツ少年団に「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」として登録している者。  
⑥指導者（監督・コーチ）のうち1名は、日本小学生バレーボール連盟認定指導員及び公益財団法人日本スポーツ協会認定バレーボールスタートコーチ・コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4のいずれか資格を持っている者でなければならない。  
なお、試合時にはそれらを証明する証明書等を胸にさげていなければならない。  
⑦マネージャーはスポーツ少年団登録をしている団員又は指導者であること。
10. チーム編成 指導者1名・コーチ1名・マネージャー1名・選手12名以内とする。

11. 使用球 ミカサ（V400W-L）周囲62～64cm 重量200～220g  
ボールの内圧について6人制競技規則に準ずる。
12. 参加費 1チーム3,000円（当日受付にお支払いください）
13. 競技方法 ①2024年度（公財）日本バレーボール協会6人制競技規則による。  
但し、別に定める小学生フリーポジション制を適用する。  
②トーナメント戦、3セットマッチとする。  
③県大会への出場チームを決めるため、男女とも代表決定戦を行います。（県大会  
出場枠 男子3 女子7）
14. 表彰 男女各1～3位まで表彰する。
15. 申込方法 別紙申込書により、6月16日（日）午後17時までに下記宛てへ申込むこと。  
〒957-0117  
北蒲原郡聖籠町諏訪山1288 聖籠野球場内  
聖籠町スポーツ少年団 担当：伊保橋  
TEL：0254-27-1515 FAX：0254-27-1514  
E-MAIL：[sc-s.seirou@pop.shibata.ne.jp](mailto:sc-s.seirou@pop.shibata.ne.jp)
16. その他 ①参加選手はユニフォームに団員章（左肩）を付けること。  
②監督章・コーチ章・マネージャー章は必ず左胸部につけること。  
③参加するスポーツ少年団は団旗を持参すること。但し、別競技が同日に開催されるなど、やむを得ない場合はこの限りでない。  
④閉会式は行わず、コート表彰とする。  
⑤申込締切後は特別な事情がない限り、登録選手の交代は認めない。特別な事情で選手交代する場合は、その理由を記載した文書を大会事務局に届出て、代表者会議の了承を得ること。  
⑥各单位団の代表者は、当日の代表者会議に必ず出席すること。  
⑦組み合わせは主催者の責任抽選とする。なお、抽選結果は別途案内する。  
⑧参加チームは必ず審判員を2名以上帯同すること。  
⑨ラインズマン・得点係は審判割当表により各チームが担当する。  
⑩公式記録はつけない。  
⑪大会期間中におけるケガ等は各チーム責任をもって対応すること。  
⑫大会使用球（ミカサ）は主催者側で用意する。  
⑬会場では、定められた場所以外で飲食をしないこと。  
⑭貴重品の管理、及びゴミの始末は各チームが責任をもって対応すること。  
⑮成人ベンチスタッフの服装は、短パン・Tシャツは不可とし、上下統一された服装であること。